

天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第20号

天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市学校給食費の管理に関する条例（令和3年12月天理市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例に使用する用語の例による。

(保護者に準ずる者)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者
- (2) その他保護者に準ずる者として市長が認める者

(学校給食費の額及び納付)

第4条 条例第3条第1項に規定する者が、一の月に納付すべき学校給食費（以下「月額給食費」という。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1回当たりの額（以下「給食費基準額」という。）に当該月において実施した学校給食の回数に乗じて得た額とし、当該者は、当該月額給食費を次条に規定する納期限までに市長に納付しなければならない。

- (1) 小学校で実施する学校給食 1回当たり265円
- (2) 中学校で実施する学校給食 1回当たり310円

2 条例第3条第1項第1号に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、月額給食費として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を市長に納付しなければならない。ただし、当該者が当該年度の最終徴収月分の月額給食費として納付すべき額は、当該者の当該年度の最終徴収月分までの前項に規定する方法により計算した月額給食費に相当する額と当該者の当該年度の

最終徴収月分前までに納付すべき本項各号に規定する月額給食費の額の差額とする。

(1) 小学校で実施する学校給食 月額4,400円（ただし、4月分の月額給食費の額は、零とする。）

(2) 中学校で実施する学校給食 月額4,800円（ただし、4月分の月額給食費の額は、零とする。）

3 学校給食費の納付は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、口座振替の方法により難しい場合は、市長が指定する方法により行うものとする。  
(学校給食費の納期限)

第5条 条例第4条の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、当該日が休日（天理市の休日を定める条例（平成元年3月天理市条例第4号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。

(1) 条例第3条第1項第1号に掲げる者 5月から翌年3月までの各月末日（12月にあっては、28日）

(2) 条例第3条第1項第2号（非常勤の教職員等は除く。）に掲げる者 当該者が学校給食の提供を受けた年度の末日の翌日から1月以内の日

(3) 条例第3条第1項第2号（非常勤の教職員等）及び同項第3号に掲げる者 当該者が学校給食の提供を受ける月の翌月末日

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、学校給食費の納期限を変更することができる。

(給食費基準額の調整)

第6条 市長は、学校給食を受ける児童、生徒又は教職員等が、食物アレルギーその他のやむを得ない理由により継続的に学校給食の全部又は一部の提供を受けることができないときは、学校給食の全部又は一部の提供を停止し、第4条第1項各号に定める額の範囲内で給食費基準額を調整することができる。

2 前項の規定により学校給食の全部若しくは一部の提供の停止を求めようと

する児童若しくは生徒の保護者等又は教職員等は、停止を希望する日の初日の7日前（休日を除く。）までに、市長に対し学校給食停止（再開）・欠食届（様式第1号）を提出しなければならない。

- 3 第1項の規定により学校給食の全部又は一部の提供の停止を受けた者が、その再開を希望するときは、再開を希望する日の7日（休日を除く。）前までに、学校給食停止（再開）・欠食届（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（月額給食費の額の調整）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第2項に規定する月額給食費の額を調整することができる。

- (1) 児童、生徒又は教職員等が、転入、転出その他の事由により年度の途中から学校給食の提供を受ける場合又は受けることができない場合
- (2) 児童、生徒又は教職員等が傷病等の事由により、学校給食を実施する日において、学校給食の提供を連続して7日以上受けることができない場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要であると認める場合

- 2 前項第2号の規定により月額給食費の額の調整を求めようとする児童若しくは生徒の保護者等又は教職員等は、調整を希望する期間の初日の7日（休日を除く。）前までに、市長に対し学校給食停止（再開）・欠食届（様式第1号）を提出しなければならない。

（学校給食費の還付及び充当）

第8条 納付された学校給食費に過納又は誤納がある場合は、その過誤納額を速やかに還付するものとする。ただし、当該還付を受けるべき保護者等に未納がある場合は、当該過誤納金を未納の学校給食費に充当するものとする。

（学校給食費の減免）

第9条 条例第5条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害、火事、事故等その他やむを得ない理由により、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等が一時的に給食費を納付する資力を失った場合

であって、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護等を受けることができないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 条例第5条の規定による減免を受けようとする保護者等は、その理由を証明する書類を添えて学校給食費減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、学校給食費減免決定（却下）通知書（様式第3号）により保護者等に通知するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用する。

（準備行為）

3 この規則を施行するために必要な手続は、この規則の施行日前においても行うことができる。

## 学校給食停止（再開）・欠食届

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 (保護者等) 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_

天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則第6条、第7条の規定に基づき、次のとおり学校給食の（ 停止 ・ 再開 ・ 欠食 ）を希望するので届け出ます。

対象となる 児童・生徒	学校名	天理市立	学校	学年等	年 組
	フリガナ				
	氏 名				

1. 食物アレルギー等の理由により学校給食の全部又は一部を停止（再開）する場合

停止又は再開をする日	年 月 日 から（ 停止 ・ 再開 ）
停止又は再開をする 学校給食の区分 <small>※ 停止又は再開を希望するものに○を付けてください。</small>	1 学校給食の全部 2 牛乳 3 主食（パン・ご飯・麦ご飯） 4 副食の全品
停止又は再開の理由	<input type="checkbox"/> 食物アレルギー等 <small>※別途「学校生活管理指導表」又は医師の診断書の提出が必要です。</small> <input type="checkbox"/> その他 <small>※具体的理由を以下に記載してください。</small> （ ）

2. 傷病等の理由により、学校給食を実施する日において連続して7日以上学校給食を欠食する場合

欠食期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
欠食理由	<input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> その他 <small>※具体的理由を以下に記載してください。</small> （ ）

※ 学校給食費の調整は、申請日の翌日から起算して7日目（休日を除く。）以降が対象となります。

様式第2号（第9条関係）

## 学校給食費減免申請書

年 月 日

天理市長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
(保護者等) 氏 名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり学校給食費の減免を申請します。

対象となる 児童・生徒	学 校 名	天理市立	学 校
	学 年 等		年 組
	フリガナ		
	氏 名		
申請理由			
申請に係る 事実の発生日			
減免対象期間			

年 月 日

学校給食費減免決定（却下）通知書

様

天理市長



年 月 日付けで申請のあった学校給食費の減免については、次のとおり 減免する・減免しない ことと決定したので、天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則第9条の規定により通知します。

申請者	住 所	
	氏 名	
対象となる 児童・生徒	学 校 名	天理市立 学校
	学 年 等	年 組
	フリガナ	
	氏 名	
減免の内容		
減免対象期間		
却下の理由		

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、天理市長に対して審査請求を、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。